

各務原市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(平成29年3月21日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を行おうとする民間事業者等（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で各務原市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助事業は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 事業の実施により、市の負担により直接解決又は支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (2) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性及びモデル性があること。
- (3) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、補助事業者が地域金融機関から受ける融資額（以下「融資額」という。）が補助金の交付額と同額以上であり、当該融資が無担保（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）かつ無保証の融資であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号）第5条第1項の表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から融資額及び補助事業者の自己資金等の額を控除して得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を上限とする。

- (1) 融資額が補助金の額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 融資額が補助金の額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を補助対象経費から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定前の事前着手）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業を実施しようとする場合は、各務原市地域経済循環創造事業補助金事前着手届（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第6条の2 規則第8条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに行わなければならない。

（変更等の承認）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第9条に規定する補助事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用を除く。
- (2) 融資額を減額しようとするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助の目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助の目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(実施報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して25日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける補助事業者は、第1項に規定する補助金の実施報告に当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助対象経費から減額しなければならない。

(消費税等仕入控除額の確定等)

第8条の2 第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける補助事業者は、前条第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

4 規則第17条第4項の規定は、第2項の返還について準用する。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に対して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(3) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の経理等)

第9条の2 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第10条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについて、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に規定する期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(補助金の返還)

第11条の2 規則第16条第1項及び第2項に規定する補助金の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

(収益納付等)

第11条の3 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に、事業化収益状況について市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 市長は、第1項の報告により、補助事業者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部または一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

4 前項の規定による納付の期限は、当該納付の命令の通知の日から起算して20日以内とする。

(勧告及び助言)

第11条の4 市長は、補助事業者に対し、規則その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言

を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
事業者名
代表者名
（電話番号 ）

各務原市地域経済循環創造事業補助金事前着手届

各務原市地域経済循環創造事業補助金の交付に関し、各務原市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第6条ただし書の規定により、交付決定前の着手について承認願います。

なお、本件について交付決定がされなかった場合においても、異議は申し立てないことを確約します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 着手（予定）年月日
- 3 事前着手する理由